社内様式17

フレックスタイム取扱通知書

　　　　　　　　　　　　　　殿

　　年　　月　　日

　　　　会社名

あなたから　　　　年　　月　　日にフレックスタイムの申出がありました。育児・介護休業等に関する規則（第〇条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1　フレックスタイムの適用期間等 | ・適正な申出がされていましたので申出どおり　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までフレックスタイムを適用します。・申し出た期日が遅かったのでフレックスタイムを開始する日を　　　年　　月　　日にしてください。・あなたは以下の理由により対象者でないのでフレックスタイムを適用することはできません。　　 |
| 2　フレックスタイム適用の取扱い等 | (1) フレックスタイム適用期間中の始業勤務時間は、あなたの自主的決定に委ねるものとします。ただし、始業時刻につきあなたの自主的決定に委ねる時間帯は、午前●時から午前●時まで、終業時刻につきあなたの自主的決定に委ねる時間帯は、午後●時から午後● 時までの間とします。(2) 午前●時から午後●時までの間（正午から午後1時までの休憩時間を除く。）については、所属長の承認のないかぎり、所定の労働に従事しなければなりません。(3) 清算期間は1箇月間とし、毎月●日を起算日とします。(4) 清算期間中に労働すべき総労働時間は、●時間とします。(5) 標準となる1日の労働時間は、●時間とします。(6) フレックスタイム適用期間中の給与及び賞与については、通常の勤務をしているものとし減額しません。(7) 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、フレックスタイム適用期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。 |
| 3　その他 | お子さんを養育しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に　　　　　　　　課あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。 |

※　育児のための短時間勤務の代替措置（規定例第19条の２。40頁参照）や、介護のための所定労働時間の短縮等の措置（規定例第21条。50頁参照）としてフレックスタイム制度を導入する場合にも、この様式を活用することができます。

なお、介護のための所定労働時間の短縮等の措置として導入する場合、1の通知事項に以下を加える必要があります。

「・今回の措置により、介護のためのフレックスタイムができる期限は、　　　年　　月　　日までで、残り（　　）回になります。」

また、3についても、「お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等（後略）」と記載することが考えられます。